高校生通学費補助制度利用方法 Q&A

④ 下宿先等から通学する場合

- Q1.下宿先から学校まで自転車で通学しており、下宿生とはいえ自転車通学ですが、 申請できるのでしょうか?
- A1. 下宿先から学校までの通学方法は問いません。補助対象要件を満たしている場合は申請可能ですので、高山市ホームページの「下宿等を利用して通学する場合の補助」のページにて、対象要件をご確認ください。
- Q2. 飛騨地域外にある高校へ下宿をして通学する生徒は、補助対象となりますか?
- A 2. 補助対象となるのは、飛騨地域の高校へ通学される方のみです。 高山市内の高校へ通学する場合は、高校生の住民登録地が高山市であることが 補助の条件です。(ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、こ の限りではない。)飛騨市または下呂市の高校へ通学する場合は、保護者の住 民登録地が高山市であることが補助の条件です。
- Q3. 高校生の住民登録地が高山市でなくとも補助対象となる「やむを得ない事情」 とは、具体的にどのような場合でしょうか?
- A3. DV被害等で住民登録地を変更することが困難である場合など、本人の意思ではどうしようもできないと思われる状況を想定しています。なお、他市の行政サービスを受けるために住民登録地が変更できない等の事由は、やむを得ない事情には含みません。(他市で同様の通学費補助制度を実施している場合、重複して補助金が受給できてしまうため。)
- Q4. 親戚の住居から通学しており、この親戚には謝礼金を支払っているのですが、 補助対象になるでしょうか?
- A 4. 居住先が「下宿施設」若しくは「学生寮」であるのか否かで判断します。 下宿施設や学生寮ではない一般住居である場合は対象となりませんが、親族が 営む下宿施設や学生寮に、他の入居者と同条件で入居している場合は対象とな ります。(親族以外の入居受け入れも可能な施設に限る)
- Q5. 補助対象となるのは、住民登録を高山市に移した日以降でしょうか?
- A 5. 申請日時点で高山市に住民登録があれば、申請日が属する年度の4月1日から 補助対象とします。
- Q6. 年度途中で学生寮の部屋が変更となった場合、変更申請は必要でしょうか?
- A 6. 同一寮内における変更については、変更申請書の提出は不要です。 なお、当初申請の際も、申請書の住所欄に部屋番号の記載は不要です。

- Q6. 補助金は、いくらくらい貰えますか?
- A 6. 通学費相当額の3分の1 (千円未満切り捨て)の額を支給します。 通学費相当額とは、自宅から在籍する高等学校まで、最短経路の公共交通機関 を利用して通学したと仮定した場合に要する定期券購入費用です。 市において、当該公共交通機関の料金表を確認し、補助金額を算定します。
- Q7. 申請には、どんな書類が必要でしょうか?
- A 7. 下宿先等との契約書のコピーと、高校生及び保護者の住民票のコピーを申請書 に添付してください。
- Q8. 学生寮を運営している高等学校とは特段「契約書」を取り交わしているわけでは無いのですが、申請書には何を添付すれば良いのでしょうか?
- A8. 高等学校が発行する「入寮証明書」や「入寮許可通知書」など、学生寮に居住している事実が客観的に確認できる書類であれば契約書の代わりとすることが可能です。そのような書類が何も無いという場合は、当該学生寮を運営している高等学校へご相談ください。